

檢察審査会法

第二条 檢察審査会は、左の事項を掌る。

一 檢察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項

二 檢察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項

② 檢察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者（犯罪により害を被つた者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）の申立てがあるときは、前項第一号の審査を行わなければならない。

③ 檢察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職権で第一項第一号の審査を行うことができる。

第三十五条 檢察官は、檢察審査会の要求があるときは、審査に必要な

資料を提出し、又は會議に出席して意見を述べなければならない。

出典：檢察審査会法より抜粋

令和3年3月17日（水） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和2年東京第四検察審査会審査事件（申立）第8号

申立書記載罪名 公職選挙法違反

議決年月日 令和3年2月24日

議決書作成年月日 令和3年3月10日

議 決 の 要 旨

審査申立人

審査申立代理人

弁護士

被疑者

菅 原 一 秀

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士

上記被疑者に対する申立書記載の被疑事件につき、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件申立てを却下する。

議 決 の 理 由

本件審査申立てに伴い、当検察審査会は東京地方検察庁検察官に対し、本件審査に必要な不起訴処分記録の提出を求めたが、「当庁においては、審査申立人の告発を受理しておらず、したがって、提出依頼のあった不起訴処分記録は、同人の告発に基づいて行った捜査に関するものではない。」旨記載した書面（以下、「返戻理由書」という。）のみ提出され、不起訴処分記録の提出はなかった。

本件審査申立ての経緯としては、審査申立人が、令和元年10月25日ころ、東京地方検察庁等に告発状を提出したが、令和2年6月9日ころ、東京地方検察庁は、審査申立人に対して告発状を返戻するとともに返戻理由書を送付し、同月

25日、被疑者に対する公職選挙法違反被疑事件について不起訴処分をした事実が認められる。

返戻理由が形式的であるにもかかわらず、審査申立人が告発状を提出してから、東京地方検察庁が告発状を返戻するまで相当期間経過していること、告発状の返戻から約2週間後には、東京地方検察庁検察官が不起訴処分としたこと、不起訴処分記録が提出されていないことなど、一連の東京地方検察庁の対応には、疑問を抱かざるを得ない。

しかしながら、検察審査会は、検察官の公訴を提起しない処分の当否について審査するものであるところ、検察官に対する本件告発の有効無効の判断は、検察審査会法2条2項の「告発をした者」の法律解釈を含むものである。

検察審査会の起訴相当及び不起訴不当の議決後には、検察官による再捜査が予定されており、捜査には流動性が認められること、再捜査後の終局処分には検察官の裁量が認められており、検察審査会の第二段階の議決に至るまでの間は、検察官の判断が尊重されていると認められること、検察審査会の構成員には法律の専門家は含まれていないことなどから、検察審査会が、検察審査会法2条2項の「告発をした者」の法律解釈につき判断する権限までは有しないと解される。

また、検察庁からの不起訴処分記録の提出がされない場合には、当検察審査会としてはそれを前提に審査申立ての適法性を判断するほかはない。

本件において、告発の有効無効については、検察官の判断を尊重するほかない。

よって、本件審査申立人の告発はなく、本件審査申立ては不適法であると判断し、上記趣旨のとおり議決した。

なお、被疑者に対する公職選挙法違反被疑事件の不起訴処分の審査については、当審査会において、職権で立件し、審査した。

東京第四検察審査会

東地特捜第2380号
令和2年6月9日

殿

東京地方検察庁
特別捜査部

貴殿から提出された「告発状」と題する書面（令和元年10月25日付け）及びその添付資料を拝見し、検討しました（最高検察庁に提出され当庁に回付されたものを含む）。

告発は、刑罰法規に定められた犯罪に該当する事実を捜査機関に申告して、犯人の処罰を求めるものですから、刑罰法規に定められた犯罪の構成要件に該当する具体的な事実を、具体的な証拠に基づいて特定して記載していただく必要があります。

上記「告発状」記載の「告発の趣旨」及び「犯罪事実」等によりますと、貴殿は、菅原一秀衆議院議員による香典の寄附につき、「有権者買収行為」であり、「公職選挙法の寄附の禁止」違反に当たるなどとして処罰を求めているものと拝察しました。

しかしながら、上記「告発状」記載の「法令の適用」には、その根拠条文として、公職選挙法199条及び同法248条（請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者による選挙に関する寄附の禁止規定及び罰則）並びに同法199条の2及び同法249条の2（公職の候補者等の寄附の禁止規定及び罰則）が列記されており、いずれの寄附禁止規制違反を問題とされるのか不明確であり、また、このうち同法249条の2の各項に罰則の定めがある寄附禁止規制違反については、選挙に関する寄附の禁止違反、通常一般の社交の程度を超える寄附の禁止違反及びこれら以外の寄附の禁止違反等の各種類型があるところ、上記「告発状」記載の「犯罪事実」及び「法令の適用」等からは、これらのいずれに該当する旨主張されているのかも不明である上、「有権者買収行為」である旨の記載や「告発の趣旨」欄の「当選無効に該当する」旨の記載からすると、同法221条等所定の買収罪に該当する旨主張されているようにも拝察され、これらの点がいずれも判然としません。

加えて、貴殿が主張される「犯罪事実」の疎明資料としては、インターネット上に掲載された雑誌の記事概要をプリントアウトしたと思われるものだけが添付されており、犯罪構成要件該当事実の根拠・資料として十分ではありません。

したがって、上記「告発状」においては、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて特定して記載されているとは認められません。

また、代理人による告発は、刑事訴訟法に規定がなく、認められないと解するのが通説であるとされています。

以上の点について再度ご検討いただくため、上記「告発状」及び添付資料については返戻いたします。

出典：菅原一秀衆議院議員の公職選挙法違反の告発に関する

令和2年6月9日付けの東京地方検察庁特別捜査部の告発人宛ての文書（東地特捜2380号）
令和3年3月17日（水）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

公職選挙法

(買収及び利害誘導罪)

第二百二十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

二 (略)

三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五・六 (略)

2・3 (略)

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第二百五十二条 この章に掲げる罪(第二百三十六条の二第二項、第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)

第三百三十七条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百二十九条、第三百三十七条、第三百三十七条の二又は第三百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者
 - 二 第三百三十四条の規定による命令に従わない者
 - 三 第三百三十八条の規定に違反して戸別訪問をした者
 - 四 第三百三十八条の二の規定に違反して署名運動をした者
- 2 (略)